

## 「北九州市立地適正化計画（改定素案）」へ意見表明

### ～災害に対する経済的な備えに関する市からの情報発信について意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部委員会（委員長：横山 和広 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員 九州・沖縄地域担当）では、2023年7月18日付で公表された「北九州市立地適正化計画（改定素案）」の意見募集に対し、8月16日付で意見表明を行いました。

当該計画は、頻発・激甚化する自然災害へ対応するため、2020年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に居住の安全確保などの防災・減災対策の取組を推進するため、立地適正化計画に「防災指針」を記載することとなったことを踏まえ、今回の改定においては、誘導施策・事業の見直しを実施するとともに、法改正による「防災指針」の策定及び防災指針に基づく防災・減災対策の取組の位置付けを行うことで、災害に強くコンパクトなまちづくりを推進するために、改定するものです。

損保協会九州支部では、「今後、急速な人口減少と超高齢化により、住宅市街地の低密度化、地域活力の低下が進み、厳しい財政状況下では、市民生活を支えるサービスの提供が困難になることが想定されます。」との問題認識、「災害に強くコンパクトなまちづくりを推進」に賛同する一方、災害リスク低減に向け、住家や生活再建のための経済的な備えに関する着実な情報発信等につき、次の意見表明をしております。

#### 《主な意見内容》

##### P1-1 1 計画策定の趣旨

資料-12「コンパクトなまちづくりに関する市民の意識」調査においても、①コンパクトなまちづくり、②一定の人口の集積を保っていく区域の設置について、概ね8割を超える市民が賛同していることが推定されます。

「本市の、今後、急速な人口減少と超高齢化により、住宅市街地の低密度化、地域活力の低下が進み、厳しい財政状況下では、市民生活を支えるサービスの提供が困難になることが想定されます。」との問題認識、さらに今回の計画の見直しにより、「誘導施策・事業の見直しを実施するとともに、法改正による『防災指針』の策定及び防災指針に基づく防災・減災対策の取組の位置付けを行い、災害に強くコンパクトなまちづくりを推進していきます。」に賛同いたします。

##### P6-3 6-1 居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域に「含まない区域」の「市街化調整区域など」、「災害発生の恐れのある区域」及び「法令・条例により住宅の建築が制限されている区域」などの概念には賛同いたします。

ただし、「災害発生の恐れのある区域」については、「人命確保の観点から、各災害への対応を整理（P8-40）」することから、慎重な対応が必要と考えます。

また、④その他の「宅地造成工事規制区域（宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの）」が「良好な居住環境が形成・保全された区域」と重複する場合は居住誘導地域となることも慎重な検討が必要と考えます。

#### P8-7 8-1 防災指針について

土砂災害に関し、「人命確保の観点から、各災害への対応を整理（P8-40）」し、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」および「土砂災害特別計画区域」を居住誘導区域から除外することに賛成します。なお、「7計画遂行に向けた取組」施策5No60（P7-19）においては福岡県建築基準法施行条例第5条による「がけ条例適用区域」の既存不適格住宅等は移転促進していることから、同様に除外することを検討いただきたい。

また、洪水災害に関し、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「流速が早い場合、木造家屋の倒壊のおそれがある区域」もしくは「地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがある区域」であり、想定最大規模で確率は低いとしても人命確保の観点から慎重に判断いただきたい。

さらに、高潮災害に関し、1999年台風18号などたびたびの周防灘沿岸部を中心に浸水被害が発生していることを考慮すると、高潮浸水想定区域（想定最大規模）内で一定の浸水深が想定される区域は、一定の確率で人命に関わる災害が発生する可能性が高いことから慎重に判断いただきたい。

#### P8-42 8-7 防災・減災対策の取組施策、スケジュール

「ハード施策では防ぎきれない想定最大規模については、『命を守る』ことを前提として、ソフト施策を中心に対応します。加えて、ハード施策は事業を完了までに時間を要することから、比較的短期間で事業が実施出来るソフト施策を効果的に実施していきます。」との、ハードとソフト施策を連動させた防災・減災対策の取組に賛同します。

なお、P8-56～P8-61に掲載されているソフト施策の「実施時期の目標」を拝見すると概ね20年以上をかけていくこととなっております。これは、ソフト施策は継続的な対応が重要であることは承知しておりますが、P10-1計画の評価において「概ね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れる」とされていることから、実施時期が5年を超えるソフト施策については、概ね5年時点の（経過）目標を明示いただきたい。

#### P8-43 8-7 防災・減災対策の取組施策、スケジュール

取組施策の考え方として、「想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを中心に、ハード施策とともに、ソフト施策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進します。また、災害の対策については、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域であるかに関わらず取り組みます。」との考え方に賛同いたします。

図「ソフト施策による災害リスクの低減」・「情報発信」において、「災害への備えとなる」情報の周知は極めて重要であると考えており、8-56頁から記載の「8防災指針（具体的な取組）リスクの低減のための施策（ソフト）」においては、市民の避難・減災に資する情報発信が重要と考えますので着実な施策実施をお願いします。

なお、情報発信の際には、住家や生活再建のための、公助としての被災者生活再建支援制度や、自助としての災害に対する経済的な備えについても、情報発信をお願いいたします。

#### P資料-44 用語の解説＜防災関連＞

自助について、「自らの命は自らが守るという意識のもと」と記載されておりますが、資料45頁の地域防災計画に記載のとおり「財産」を災害から守ることも自助として重要であるため、「自らの命・財産は自らが守るという意識のもと」と修正すべきと考えます。